

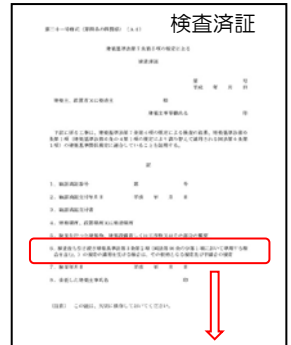
## 構造NEWS

またまた積雪割増しネタ、今回は完了検査時の取り扱い（お願い）です。

■積雪後の降雨の影響を考慮した積雪荷重の割り増し（平19国交告第594号第2第三号ホ）が、平成31年1月15日に施行されました。施行日以前に着工した建築物は、法3条2項の規定により、改正基準は適用されません。そのため、1月15日以降に完了検査を受検する建築物が積雪割増しの適用の対象となる特定緩勾配屋根部分を有する場合、以下のようなケースが生じます。

- 設計の際に、施行前だが積雪割増しを考慮していたため、改正基準に適合していた。
- 設計の際には考慮していなかったが、追加検討を行ったところ、改正基準に適合していた。
- ☆検討したところ、改正基準に適合しない。
- ☆検討しないため、改正基準に適合しているか否かが不明。

改正基準に適合しない（☆）場合には、**既存不適格建築物**（検査後も引き続き法3条2項の規定の適用を受ける建築物）になります。



検査済証（施行規則別記様式）に不適合となる規定を記載する欄があるため、設計の際に積雪割増しを考慮していなかった場合、完了検査時に、「追加説明書による、適合している（していない）ことの説明」を求める場合があります。ご理解、ご協力を、よろしくお願いいたします。

6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定 **建築基準法第86条の7第1項/建築基準法第20条（告示第594号第2第三号ホ）**  
 ↳ 改正基準に適合しない場合、このように記載されます（適合する場合は空欄）

だ被原建だそ  
よ覆則てから  
が柱上、しい  
（必要の地ね  
1）な防上3  
ん火合、階

### 令70条「容易に倒壊するおそれがある場合」とは？

す耐火物 鉄  
る力熱っ 骨  
んがにて 造  
だ低よ火の  
っ下り災建  
て 災時 築

注1) 主要構造部が耐火構造である場合などは適用対象外です

んど行し例1う  
じういてえ階く  
やか、構ばのん。  
なを倒造耐柱  
い確壊計力に  
かかす算をつ  
なめるを低い  
るか 減て、

どどれ容よに一と柱令  
うさが易っよ一さの7  
いれあにてるのれ防0  
うてる倒建耐柱る火条  
こい場壊築力のみ件覆は  
とる合す物全低のとが  
なけ”るお体下火し必  
のれおそがに熱て要  
？どそがに熱て要

大手そ  
変間う  
がな  
すか  
ねか  
だ  
って

例2

$\sigma > sfb$  NG  
倒壊おそれあり

例1

$\sigma \leq sfb$  OK  
倒壊おそれなし

い恐場容の長しのみ  
まが、力ず力荷場をのた、象な火  
すが、容度度重合除いす。す置  
（注）に超で部よおたれか1  
と倒壊る期断生て仮1  
の 許面じ、定つ

も1階の柱に  
の柱にあり  
では階の  
すの階の  
すの階の  
すの階の  
すの階の

おそれ  
は違  
います

注2) 平成12年告示1356号 第1より

### 編集後記

先日、熱海&箱根へ温泉旅行に行きましたが、そのついでにある水族館に立ち寄りしました。そこで昔、日清やきそばU.F.O.のコマーシャルで流行したウーパールーパーを見かけました。個人的に30年ぶりぐらいに見たその生の姿は、とても可愛かったです。比較的容易に飼育できるらしいので、当時の人気ぶりを知らない若い世代の方でも興味が湧いてきたら一度訪れてみるのもいいかもしれません。

